



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 東京ボード工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 井 上 弘 之
(コード：7815 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 尾股拓彦
(TEL：03-3522-4138)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 71 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を限定する契約を締結することができる旨の規定として、第 41 条（会計監査人との責任限定契約）を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

別紙ご参照ください。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：平成 28 年 6 月 24 日（金）
定款変更の効力発生日（予定）：平成 28 年 6 月 24 日（金）

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第40条 (条文省略) (新設)	第1条～第40条 (条文変更なし) <u>(会計監査人との責任限定契約)</u> 第41条 当社は、 <u>会計監査人との間で、</u> <u>会社法第423条第1項の賠償責任に</u> <u>ついて法令に定める要件に該当する</u> <u>場合には、賠償責任を限定する契約</u> <u>を締結することができる。ただし、</u> <u>当該契約に基づく賠償責任の限度額</u> <u>は、法令の定める最低責任限度額と</u> <u>する。</u>
第41条～第44条 (条文省略)	第42条～第45条 (条数繰り下げ、条文変更なし)